

(仮称) 篠山市参画・協働プラン策定委員会設置要綱

平成24年5月1日

要綱第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政による協働の地域づくりを推進し、今後における篠山市の参画・協働の方針を調査検討するため、(仮称) 篠山市参画・協働プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 篠山市における参画・協働の方針(以下「方針」という。)を検討し方針案を策定すること。
- (2) 方針案を市長に提言すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民活動団体に属する者
- (3) 関係機関の職員
- (4) 公募より選考した者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から方針案を市長に提言するまでの日とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活市民協働課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条各号に掲げる事務が終了した日限り、その効力を失う。